

健康福祉委員会 案件一覧

(令和7年5月14日開催分)

○所管事務報告 11件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
福祉部	1	大田区大森西二丁目複合施設の開設日等について	11	山浦 福祉管理課長
	2	介護保険業務状況（令和6年12月）	12	牧井 介護保険課長
	3	大田区特別養護老人ホーム優先入所制度の一部改正について	13	松田 介護サービス推進担当課長
	4	失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の実施について	14	竜崎 障害福祉課長
	5	重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業の制度改正について	15	竜崎 障害福祉課長
	6	大田区立障害者福祉施設における指定管理者候補者の選定について	16	久保 障害福祉サービス推進担当課長
	7	大田区立南六郷くすのき園における短期入所事業所の開設に伴う指定管理者候補者の選定について	17	久保 障害福祉サービス推進担当課長
	8	大田区立大田生活実習所における短期入所事業所の開設について	18	久保 障害福祉サービス推進担当課長
	9	大田区立新井宿福祉園の改築工事に伴う仮移転について	19	久保 障害福祉サービス推進担当課長
	10	令和6年度生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の実施状況について	20	富永 自立支援促進担当課長
政策部 健康	11	令和7年度健康づくり課の新規事業等について	21	濱田 健康づくり課長

大田区大森西二丁目複合施設の開設日等について

1 各施設の開設日等について（予定）

令和7年6月16日（月）の第I期工事竣工後、開設の準備を行った後、順次、移転し、開設する。

(1) 現在のこらぼ大森の敷地における開設 *複合施設

所在地：大森西二丁目16番2号

施設名	開設日
① 大森西保育園	9月1日（月）
② 大田福祉作業所大森西分場	9月1日（月）
③ 大田区シルバー人材センター大森分室	9月9日（火）
④ 大森西特別出張所 （新設の大森西区民活動施設を含む）	9月16日（火）
⑤ 地域包括支援センター大森	9月16日（火）

(2) 現在の大森西区民センター及び大森西保育園の敷地における開設

所在地：大森西二丁目20番17号

施設名	開設日
⑥ 区民活動支援施設大森	9月8日（月）
⑦ 大田区シルバー人材センター 大森西作業所	9月9日（火）
⑧ 子ども交流センター	9月16日（火）

*9月15日（月・祝）に開所セレモニー、それ以前に内覧会を実施予定。

2 大森西区民活動施設の利用について

(1) 体育室及び多目的室

9月の利用に関する抽選申込は、5月16日（金）から受付開始。

申込及び抽選等は、公共施設利用システム「うぐいすネット」を通じて行う。

(2) 音楽スタジオ

9月の利用に関する抽選申込は、7月10日（木）から受付開始。

申込及び抽選等は、大田区電子申請システム「ロゴフォーム」を通じて行う。

3 周知方法

大田区報、大田区ホームページ及び関係施設での掲示等による。

4 案内図

別紙のとおり。

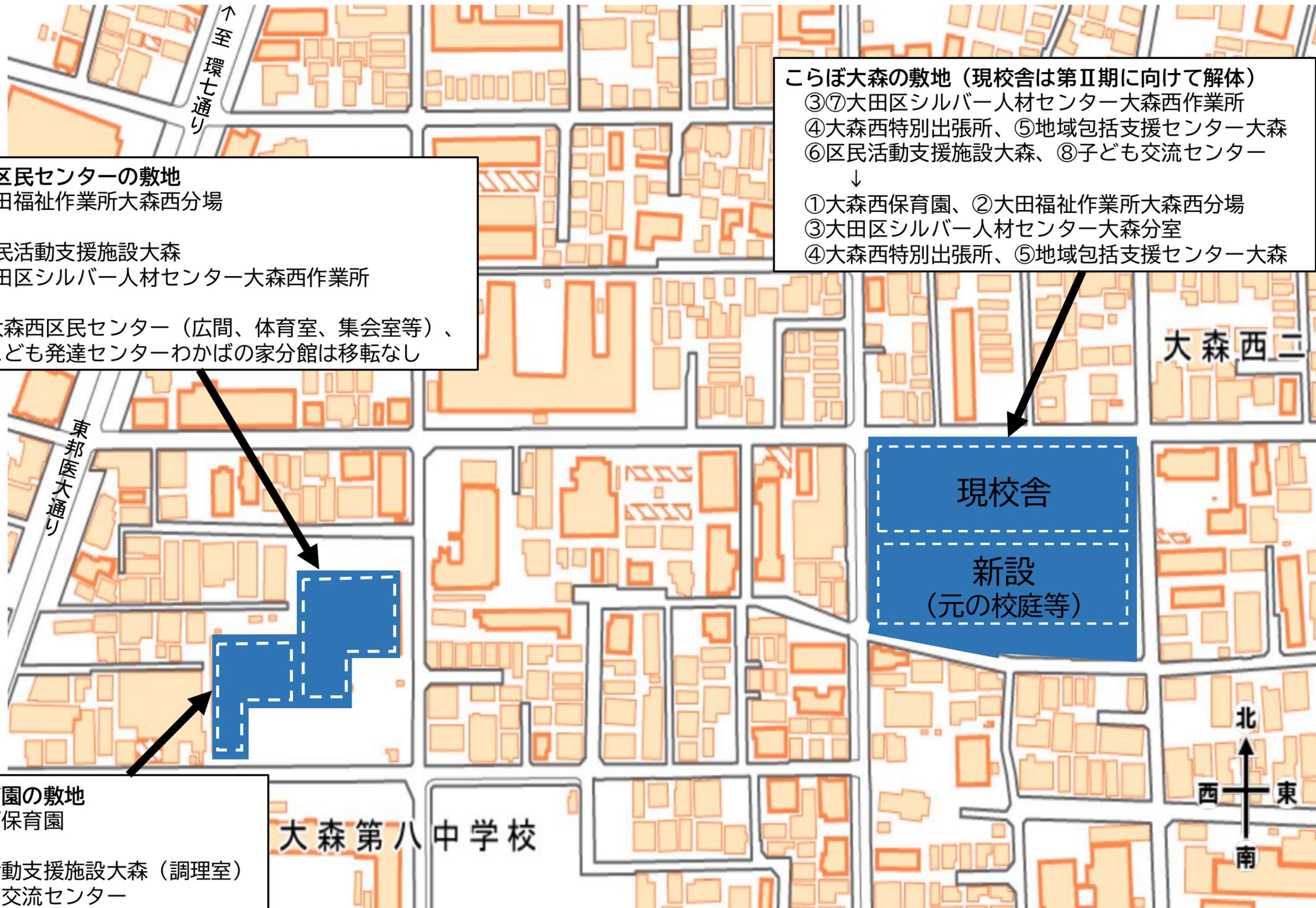
5 呼称

大森西地域力推進センター

大田区大森西二丁目複合施設 案内図

↑ 至 京急平和島駅

至 京急大森町駅 ↓



大森西区民センターの敷地
 ②大田福祉作業所大森西分場
 ↓
 ⑥区民活動支援施設大森
 ⑦大田区シルバー人材センター大森西作業所

*大森西区民センター（広間、体育室、集会室等）、
 こども発達センターわかばの家分館は移転なし

こらぼ大森の敷地（現校舎は第Ⅱ期に向けて解体）
 ③⑦大田区シルバー人材センター大森西作業所
 ④大森西特別出張所、⑤地域包括支援センター大森
 ⑥区民活動支援施設大森、⑧子ども交流センター
 ↓
 ①大森西保育園、②大田福祉作業所大森西分場
 ③大田区シルバー人材センター大森分室
 ④大森西特別出張所、⑤地域包括支援センター大森

大森西保育園の敷地
 ①大森西保育園
 ↓
 ⑥区民活動支援施設大森（調理室）
 ⑧子ども交流センター

介護保険業務状況(令和6年12月)

1 介護保険 第1号被保険者数 (12月末現在)

	第1号被保険者数(人)	前年同月数(人)	前年同月比(人)	前年同月比(%)
65歳～74歳	69,029	71,975	△ 2,946	△ 4.1
75歳以上	96,586	93,932	2,654	2.8
合計	165,615	165,907	△ 292	△ 0.2

2 介護保険認定者状況 (12月末現在)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	前年同月比(%)
第1号被保険者数	3,537	3,732	6,900	6,562	4,598	4,317	3,053	32,699	—
第2号被保険者数	56	94	119	201	145	103	109	827	—
被保険者総数	3,593	3,826	7,019	6,763	4,743	4,420	3,162	33,526	
前年同月総数	3,280	3,654	6,896	6,257	4,537	4,914	3,264	32,802	2.2
増減(人)	313	172	123	506	206	△ 494	△ 102	724	

3 介護(介護予防)サービス受給者数(12月末現在)

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	前年同月比(%)
施設介護サービス受給者数	当月	0	0	98	229	723	1,071	821	2,942	△ 0.6
	前年同月	0	0	85	200	697	1,141	838	2,961	
居宅介護(介護予防)サービス受給者数	当月	1,468	2,195	5,846	6,092	3,850	3,127	2,057	24,635	2.2
	前年同月	1,324	2,038	5,753	5,624	3,693	3,523	2,144	24,099	
地域密着型(介護予防)サービス受給者数※	当月	3	7	1,532	1,407	957	544	380	4,830	△ 1.2
	前年同月	4	10	1,520	1,349	976	646	385	4,890	

※地域密着型サービス受給者数については居宅介護(介護予防)サービス受給者との重複受給者を含む。

4 施設介護サービス受給者数 (12月末現在)

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	合計
施設数	19	5	2	26
受給者数	2,101	607	234	2,942
前年同月受給者数	2,113	657	186	※2,961

※令和6年3月末で廃止された介護療養型医療施設の利用者5名を含む。

5 特別養護老人ホーム申込状況調 (12月末現在)

	前月末 申込者数 A	新規 申込者数 B	区内施設 入所者数 C	区外施設 入所者数 D	取下げ等 E	入所申込者数 (A+B-C-D-E)
令和6年12月末時点	1,259	23	49	0	44	1,189
令和6年度累計	—	822	348	10	452	—

★取下げ等の内訳は、取下げ7、死亡37である。

6 大田区内の介護サービス等事業所 (都情報等による12月末指定分まで)

サービス種別	介護サービス事業所		介護予防サービス事業所		総合事業事業所	
	事業所数	前年同月比(%)	事業所数	前年同月比(%)	事業所数	前年同月比(%)
施設サービス	26	△ 3.7	—	—	—	—
居宅サービス	649	△ 2.3	282	1.8	252	△ 4.9
地域密着型サービス	177	△ 2.2	66	△ 1.5	—	—
合計	852	△ 2.3	348	1.2	252	△ 4.9

健康福祉委員会 令和7年5月14日
福祉部 資料13番
所管 介護保険課

大田区特別養護老人ホーム優先入所制度の一部改正について

大田区特別養護老人ホーム優先入所制度について、内容を以下のとおり一部改正する。

1 目的

介護保険制度において、定員30人以上の特別養護老人ホームを、住所地特例が適用される広域型施設としている趣旨を踏まえ、入所要件の一層の適正化を図るため。

2 改正内容

(1) 住所要件

入所申込ができる方を、区内に住民登録がある方に限定する要件を撤廃する。

(2) 評価指標

区民以外の方の受け入れを開始しても、引き続き住み慣れた地域で安心して暮らし続けたいという区民の入所ニーズの充足を図れるよう、区民に25点の加点項目を新たに設ける。

なお、住民登録が区外にある場合でも、保険者が大田区の場合は加点の対象とする。

3 適用開始日

令和7年7月1日

4 周知方法（予定）

令和7年6月 関係機関へ周知

令和7年7月 区ホームページ掲載

令和7年9月 区報掲載

失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の実施について

失語症者の居場所づくりやその支援団体の活動の活性化により、失語症者の自立と社会参加の促進を図ることを目的に、失語症者の団体の活動に対し意思疎通支援者を派遣する事業を実施する。

1 事業趣旨

相手の言葉を正確に理解することや、伝えたいことを適切な言葉にすることが困難なため、コミュニケーションをとることが難しい失語症者に対し、その障がい特性に応じた意思疎通支援を行う。

2 事業内容

区内に住所を有する失語症者が所属し、失語症者の自立または社会参加を促進する活動をする登録団体に対し、意思疎通支援者を派遣する。

(1) 意思疎通支援者の登録

区は言語聴覚士と共に都道府県等の研修を修了した意思疎通支援者の面接を行い、登録を行う。

(2) 利用団体の登録

区内に住所を有する失語症者が所属し、失語症者の自立または社会参加を促進する活動をする事業を利用したい失語症者の団体は、区に申請し、登録を受ける。

(3) 団体派遣の調整

利用団体の派遣申請に基づき、言語聴覚士が区に登録済の意思疎通支援者のなかから、派遣する者を選定（派遣調整）する。

(4) 活動・支援

選定された意思疎通支援者は、利用団体に派遣され、失語症者のコミュニケーションの支援を行う。

なお、令和7年度は、モデル事業として失語症団体1団体を利用団体として登録し、意思疎通支援者の派遣を行う。モデル事業を通して、事業のあり方や効果について検証し、今後の事業展開について検討を行う。

3 実施スケジュール

5月	モデル事業団体の登録 ホームページ公開
6月	意思疎通支援者向け説明会開催 意思疎通支援者の面接実施・登録
7月以降	派遣開始予定

失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の概要

失語症者向け意思疎通支援者派遣事業のイメージ図及び事業内容については、以下のとおりです。

●意思疎通支援者及び利用団体の登録

(1)意思疎通支援者の登録

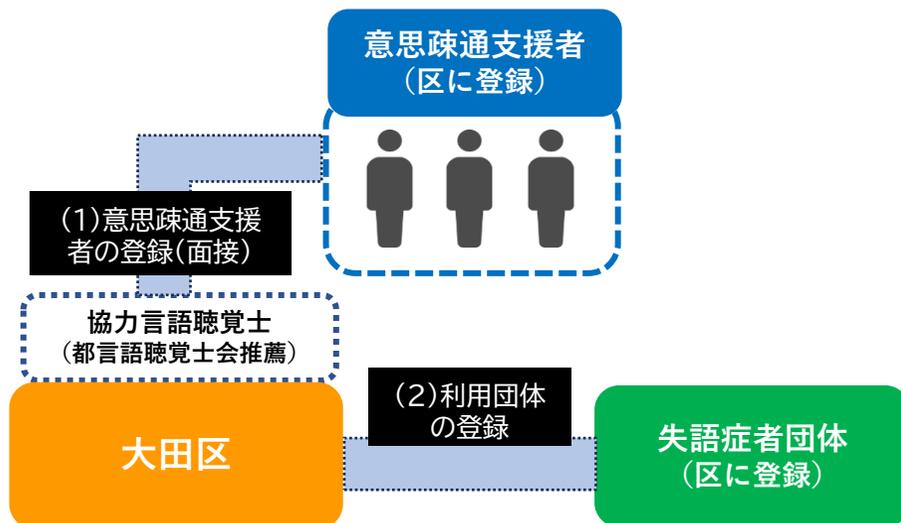
区は言語聴覚士と共に都道府県等の研修を修了した意思疎通支援者の面接を行い、登録を行う。
※区は東京都言語聴覚士会から、事業に協力いただく言語聴覚士を推薦いただく。

(2)利用団体の登録

区内に住所を有する失語症者が所属し、失語症者の自立または社会参加を促進する活動をする事業を利用したい失語症者の団体は、区に申請し、登録を受ける。
※令和7年度はモデル事業として、1団体を対象に実施。

※意思疎通支援者：失語症を理解し、失語症のある人との会話や会議など様々な場面で、失語症者の意思を確認し、必要なコミュニケーションの橋渡しを行う者。

(1)、(2)のイメージ図



●団体派遣の調整、活動・支援

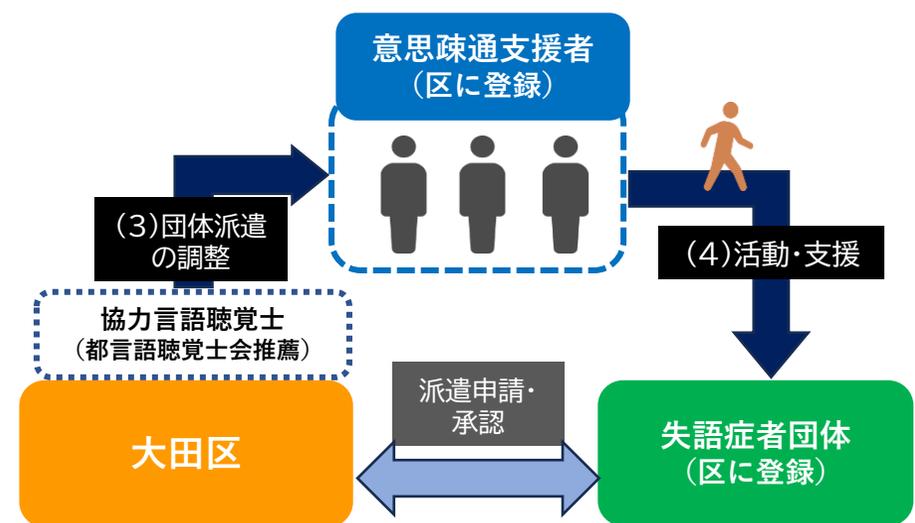
(3)団体派遣の調整

利用団体の派遣申請に基づき、言語聴覚士が区に登録済の意思疎通支援者のなかから、派遣する者を選定(派遣調整)する。

(4)活動・支援

選定された意思疎通支援者は、利用団体に派遣され、失語症者のコミュニケーションの支援を行う。

(3)、(4)のイメージ図



健康福祉委員会 令和7年5月14日
福祉部 資料15番
所管 障害福祉課

重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業の制度改正について

1 現行の事業内容

(1) 目的

医療的ケアを必要とする重症心身障がい児(者)等の居宅等に看護師を派遣し、健康の保持及びその家族の休養（レスパイト）や就労等を支援することにより、福祉の向上を図る。

(2) 対象者

主治医が医療的ケアを必要と判断し、次のア、イのいずれかに該当する方

ア 身体障害者手帳1・2級（肢体不自由）かつ愛の手帳1・2度

イ 医療的ケアを受けている18歳未満の障害児

(3) 利用時間

1回につき30分を単位とし、2時間から4時間まで

(4) 利用者負担

無し

2 改正内容

利用者の利便性向上を図るため、年度内のサービス利用上限時間を「144時間」から「288時間」に改正する。

3 改正年月日

決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

大田区立障害者福祉施設における指定管理者候補者の選定について

令和8年3月31日に指定管理期間が終了となる障害者福祉施設について、大田区立障害者福祉施設条例第3条の4に基づき、指定管理者候補者とする社会福祉法人を選定する。

1 対象施設

施設名称	所在地	現在の指定管理者
南六郷くすのき園	南六郷三丁目23番9号	社会福祉法人 東京都手をつなぐ 育成会
久が原福祉園	久が原一丁目2番5号	
うめのき園	東糀谷五丁目17番14—101号	
うめのき園分場	大森南一丁目20番8号	
新井宿福祉園	中央二丁目13番2号	社会福祉法人 大田幸陽会
池上福祉園	池上六丁目40番3号	
しいのき園	西糀谷二丁目9番12号	
つばさホーム前の浦	大森南二丁目15番1号	

2 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

※令和8年4月に開設予定の南六郷くすのき園の指定期間は、準備期間を含め、令和8年2月1日から令和12年3月31日まで（4年2か月）とする。

3 選定手続き

- (1) 現在の指定管理者の運営状況等を評価委員会に諮る。
- (2) 評価委員会の審査及び評価の結果、基準を満たしていると判断できた場合は、当該法人を次期指定管理者候補者として選定する。

ただし、評価委員会の審査及び評価の結果、選定することの客観性、妥当性が十分に確保できない場合は、公募型プロポーザル方式による選定を行う。

4 スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 再指定の申出 | 令和7年6月 |
| (2) 評価委員会 | 令和7年8月 |
| (3) 指定管理候補者としての選定 | 令和7年9月 |
| (4) 議会への議案提出 | 令和7年11月 |
| (5) 指定管理者の業務開始 | 令和8年4月 |

大田区立南六郷くすのき園における短期入所事業所の開設に伴う
指定管理者候補者の選定について

大田区立南六郷くすのき園に短期入所事業所を開設することに伴い、大田区立
障害者福祉施設条例第3条の3に基づき指定管理者候補者を公募する。

1 施設概要

- (1) 名称 大田区立南六郷くすのき園（短期入所事業に係る部分に限る。）
- (2) 所在地 大田区南六郷三丁目23番9号
- (3) 実施事業 障害者総合支援法第5条第8項に基づく短期入所
- (4) 定員 9名
- (5) 開設日 令和8年6月1日（予定）

2 指定期間

- 令和8年4月1日から令和12年3月31日まで（予定）
※開設準備期間を含め、4年とする。

3 選定手続き

- (1) 選定方法
プロポーザル方式による公募とする。
- (2) 審査方法
指定管理者の指定に関する審査委員会を設置し、審査する。

4 スケジュール（予定）

- (1) 公募開始 令和7年5月
- (2) 指定管理者候補者の選定 令和7年8月
- (3) 指定管理者指定の議案提出 令和7年11月
- (4) 協定書締結・開設準備 令和8年4月
- (5) 短期入所事業の開始 令和8年6月

健康福祉委員会
令和7年5月14日
福祉部 資料18番
所管 障害福祉課

大田区立大田生活実習所における短期入所事業所の開設について

大田区立大田生活実習所に短期入所事業所について、以下のとおり開設する。

1 施設概要

- (1) 名称 大田区立大田生活実習所（短期入所事業に係る部分に限る。）
- (2) 所在地 大田区萩中二丁目10番11号
- (3) 実施事業 障害者総合支援法第5条第8項に基づく短期入所
- (4) 定員 6名

2 開設日 令和7年6月1日（日）

3 実施方法
指定管理

4 運営法人
社会福祉法人睦月会

健康福祉委員会 令和7年5月14日
福祉部 資料19番
所管 障害福祉課

大田区立新井宿福祉園の改築工事に伴う仮移転について

大田区立新井宿福祉園の改築工事に伴い、工事期間について以下のとおり仮移転先で運営を行う。

- 1 大田区立新井宿福祉園の仮移転先
施設名：大田区立大田生活実習所（旧棟）
所在地：大田区萩中二丁目10番11号
- 2 移転日
令和7年6月23日（月）
- 3 仮移転期間（予定）
令和7年6月23日から令和9年11月頃まで

令和6年度 生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の実施状況について

1 実施状況

(1) 大田区生活再建・就労サポートセンター JOBOTA

	令和6年度	令和5年度
新規相談者数	1,612名	1,692名
支援プラン作成数(※)	436件	516件
(ア)住居確保給付金	97件	182件
(イ)就労準備支援事業	16件	20件
(ウ)認定就労訓練事業	2件	1件
(エ)家計改善支援事業	89件	64件
(オ)就労支援事業	256件	380件
就労者数	167名	279名

※支援プラン作成数は、重複があるため(ア)から(オ)の合計と一致しない。

(2) 大田区ひきこもり支援室 SAPOTA

	令和6年度	令和5年度
新規相談者数	131名	199名
アウトリーチ件数	154件	152件

(3) 子どもの学習支援事業

	令和6年度	令和5年度
中学生学習支援		
登録者数	132名	180名
高校生の中退防止支援		
学習支援 登録者数	12名	15名
相談支援 相談件数	46件	124件
学びなおし支援		
学習支援 登録者数	2名	3名
進学等した人数	0名	2名

健康福祉委員会 令和7年5月14日
健康政策部 資料21番
所管 健康づくり課

令和7年度健康づくり課の新規事業等について

1 認知機能検診（新規）

高齢福祉課で実施していた「(旧)もの忘れ検診」を健康づくり課に事務移管し、認知機能検診として区民の自己負担なく実施する。また、対象者も拡大し、がん検診等と併せて受診券を送付する。

- (1) 対象者（年齢） 50歳、55歳、60歳、65歳～85歳
- (2) 実施期間 令和7年7月1日～令和8年2月28日
- (3) 周知方法 区報、区ホームページ及び区公式Xのほか、健康や福祉に関する各種刊行物等

2 妊婦のための支援給付（変更）

子ども・子育て支援法及び児童福祉法の一部が改正されたため、次のとおり変更する。

- (1) 事業名
変更前 出産・子育て応援給付金
変更後 妊婦のための支援給付
- (2) 対象者
変更前 1回目：妊婦、2回目：出生した子を養育する者
変更後 1回目：妊婦、2回目：妊産婦
- (3) 給付内容、給付金額
変更前 ギフト方式、1回目：5万円相当 2回目：5万円相当
変更後 現金給付方式、1回目：5万円、2回目：5万円×胎児の数
- (4) 事業開始
令和7年4月1日

3 アピアランスケア助成（変更）

東京都補助事業の要綱が改正されたため、次のとおり変更する。

- (1) 事業名
変更前 がん患者ウィッグ等購入費助成
変更後 アピアランスケア助成
- (2) 対象者
変更前 がんと診断され、治療より補正具が必要な方
変更後 がん治療などの疾病やその治療等に伴う外見（アピアランス）の変化に悩みを抱えている患者等
- (3) 対象品目
変更前 ①ウィッグ（装着用ネット、毛付き帽子、医療用帽子を含む）

- ②胸部補正具（補正下着、補正パッドを含む）
- 変更後 ①ウィッグ（装着用ネット、クリップ含む）
- ②帽子（毛付き帽子、医療用帽子等）
- ③エピテーゼ（補整用人工物、人工乳房、義眼等）
- ④補整下着（補整パッド含む）
- ⑤弾性着衣
- ⑥頭皮冷却用キャップ及び冷却用グローブ・ソックス

(4) 助成内容

変更前 助成金額：上限 3 万円、申請回数：生涯 1 回

変更後 助成金額：上限 10 万円、申請回数：生涯 2 回

(5) 事業開始

令和 7 年 6 月 1 日予定

(6) 周知方法

区報、区ホームページ及び区公式 X 等

4 大田区健康ポイント事業（はねぴょん健康ポイント）（変更）

東京都の事業（とうきょう健康応援事業）と連携し新たな特典を追加する。

(1) 特典

変更前 はねぴょん健康ポイント事業【区単独事業】

変更後 はねぴょん健康ポイント事業

東京健康 UPlus Web サイト（とうきょう健康応援事業）【都区連携事業】

東京ポイント（東京都公式アプリ）

※従来の抽選に加え、一定の健康ポイントを貯めた方に、都の特典として
都内協賛店での優待サービスと東京ポイント付与が追加される。

(2) 事業開始

令和 7 年 6 月